

■税法上の措置(控除)について

ご支援いただいた義援金を、寄付金控除または損金として税申告される場合は、次の2点を添付することで証明書にかえることができます。

- ・金融機関発行の領収書(原本)
- ・南阿蘇村義援金募集のホームページの写し（義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料）

上記によらない、またはその他の理由で、村が発行する「義援金受領書」を希望される場合は

- ・受領書発行依頼書(ダウンロード後、必要事項を記入され印刷してお使いください)
- ・82円切手を貼付した返信用封筒(必ず宛名を記入ください)

上記2点を同封のうえ下記の送付先までご郵送ください。

(送付先)

〒869-1411

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰145番地3

南阿蘇村災害義援金係

※企業や団体等で社員や全員分をまとめて送金される場合、個人が申告の際に添付する証明書の取扱いについては、国税庁ホームページ内 Q&A(Q7)に掲載されています

<https://www.nta.go.jp/kumamoto/topics/saigai/pdf/joho03.pdf>